

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 昭和六十二年十月十七日発生  
の台風十九号による災害に  
対する災害救助法の適用(社会課)

## 告 示

鳥取県告示第八百三十三号

昭和六十二年十月十七日発生  
の台風十九号による災害に  
関し、十月十七日から  
青谷町及び東郷町の区域  
に災害救助法(昭和二十  
二年法律第百十八号)を  
適用する。

昭和六十二年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 呂 次